

仕様書

1 業務名

「OITA TECH WAVE～2nd wave～」高校生との共創による新時代の課題解決推進委託業務

2 目的

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う各種の影響にも見られるように、現在の社会経済環境は、将来を見通すことがきわめて困難な「VUCA」（不安定，不確実，複雑，曖昧）の時代とも言われている。このような「正解のない」時代においては、想定外と向き合い乗り越えられる、課題解決力を持った人材を育成していく必要がある。

そのような中、大分県立情報科学高等学校では、株式会社オートバックスセブンが本県と締結した包括連携協定の一つ「女性活躍推進・青少年の育成」の一環として、校内に最新の ICT 機器や技術に触れることができるラボ「WEAR+i（ウェア アイ）コミュラボ」の開設と、日本初の民間企業による公立高校「常駐」という連携体制により、地域の課題を地元の高校生ならではの発想を生かしながら解決するプロセスを学び、地域社会との連携・協働により産業で必要とされるスキルを持つ人材を育成する授業を展開している。

今後、感染拡大の防止と、段階的な社会経済活動の再活性化を両立させていくウィズコロナ／アフターコロナとも言われる時代の中、本業務は、同校商業科3年生で行われている授業「課題研究授業」において提起した課題に対して、県内事業者との協働により、IT、IoT等のテクノロジーを活用して課題解決に取り組む事業を企画提案公募方式により実施する。

3 業務内容

(1) 高校生との協働による課題解決に向けたソリューション開発、リリース

- ・課題解決に向けたソリューションを開発し、年度内にリリースすること。
- ・課題は高校生チーム（5つの班）が示すものの中から1つを選び、具体的な解決策を提案すること。提案する解決策は、高校生チームが以下に示す解決案に必ずしも沿っている必要はない。なお、複数の解決案を提案している班に対して、その一部のみ提案を行うことも可とする。

(テーマ／課題)

○テーマ 高校生の感じる生活課題の解決

班	項目	取組内容
1 班	SDGs	・住み続けられるまちづくりを
	課題	・目の届かない時間帯（例：学校や習い事に行っている時間）の子どもに対する親の不安をどうするか
	解決案	・IC タグを活用した子供の見守り&事故防止システム
2 班	SDGs	・質の高い教育をみんなに
	課題	・学校に行くとき、荷物が重く疲れる
	解決案	・教科書を一つにまとめ、持ち運びが楽な、手に入りやすい機器
3 班	SDGs	・住み続けられるまちづくりを

	課題	・道端のごみを減らす
	解決案	・ゴミを作らず、ゴミを検知し、楽しくゴミを捨てるシステム
4班	SDGs	・住み続けられるまちづくりを
	課題	・電車やバス以外の移動しやすい手段を見つける
	解決案	・乗りたい人と乗せたい人を繋げるマッチングアプリ
5班	SDGs	・産業と技術革新の基盤を作ろう
	課題	・簡単にクールダウンできないか
	解決案	・AI 機能を搭載したセンサー付きスモージー自販機

- ・課題の詳細については、高校生によるプレゼン動画及び資料をアップロードするので、確認すること。
- ・高校生がプレゼンする解決案については、あくまで案であり、今回の事業受託者と共に課題解決の議論を深めながら行うものであることに留意すること。

(条件)

- ・「課題研究授業」に月1回程度参加すること（毎週火曜日午前又は金曜日午後）。なお、令和3年1月末に実施予定の発表会に参加すること。
- ・課題解決にあたっては、情報科学高校の授業の中で、生徒達と意見交換、連携しながら進めていくものとする。
- ・IT、IoT等のテクノロジーを活用したソリューションであること。
- ・ソリューションは提案者において開発、リリースし、次年度以降も展開していくものであること。ただし、高校生と事業を展開していく中で、「(高校生側が) 起業したい。」「高校の部活動・同好会の中で、このソリューションの提供を続けていきたい。」等のニーズがあれば、事業の譲渡や共同での運営、社員・職員としての採用等について柔軟に検討すること。なお、検討にあたっては、高校側を含む関係者と真摯に協議すること。
- ・なお、ソリューションは、県に納品し、県が展開するわけではないことに留意すること。また、課題を解決するものであれば必ずしも開発が必要なわけではなく、既存の技術の組み合わせでもよいこと。
- ・年度内にリリースするものであること。
- ・次年度以降も、当面の期間（1年間程度）は、県民や県内事業者が無料あるいは廉価で使える等、県内の課題解決及び普及拡大に向けた措置をとること。ただし、高校や高校生への事業譲渡等、高校又は高校生側が主となって事業展開を行う場合を除く。
- ・情報科学高校の授業スケジュールに沿って開発できること。授業参加や会社訪問（1回程度）等の受け入れが可能であること。

(2) 報告書、計画書の作成

- ・委託期間内に上記（1）の実績をまとめた報告書及び次年度以降の展開を記載した計画書を作成、提出すること。

4 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日までとする。

5 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。協議により一部前払いも可とする。

6 その他業務実施上の条件

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (2) 受託者決定から契約締結の間に県と契約内容を詳細に協議すること。また、契約締結後20日以内に全体スケジュール表を提出すること。全体スケジュールは、県と受託者で常時進捗状況を確認することとし、必要に応じて適宜修正を行うこと。
- (3) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (4) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。